

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023 年 3 月 30 日
【発行者の名称】	オージックグループ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 文彦
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市川俣一丁目 1 番 41 号
【電話番号】	(06)6787-1818 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 金田 善雄
【担当 J-A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	オージックグループ株式会社 http://www.ogicgroup.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第 3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
4	東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みます

が、これらに限られません。) について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 45 期中	第 46 期中	第 47 期中	第 45 期	第 46 期
会計期間	自2020年 7 月 1 日 至2020年12月31日	自2021年 7 月 1 日 至2021年12月31日	自2022年 7 月 1 日 至2022年12月31日	自2020年 7 月 1 日 至2021年 6 月30日	自2021年 7 月 1 日 至2022年 6 月30日
売上高 (千円)	1,631,572	2,210,117	2,698,469	3,596,114	4,731,489
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△252,569	62,206	△19,843	△258,946	80,248
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	45,551	124,118	△39,565	319,103	177,057
中間包括利益又は包括利益 (千円)	45,714	128,620	△47,151	323,370	186,888
純資産額 (千円)	1,065,893	1,211,649	1,403,590	1,343,549	1,450,742
総資産額 (千円)	6,719,677	5,764,878	6,595,606	6,329,509	7,323,431
1株当たり純資産額 (円)	819.91	1,553.37	1,570.87	1,033.49	1,628.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	6 (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失 (△) (円)	35.04	110.16	△50.72	245.46	185.72
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.9	21.0	18.6	21.2	17.3
自己資本利益率 (%)	4.4	9.7	—	26.9	13.5
株価収益率 (倍)	—	4.4	—	2.0	2.6
配当性向 (%)	—	—	—	2.4	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,899	141,772	△144,648	△56,399	456,382
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	351,785	△130,267	149,450	779,667	△182,005
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△208,602	△569,645	△318,693	△843,929	109,307
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,344,569	516,416	1,144,805	1,074,345	1,459,351
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	353 (15)	320 (13)	424 (13)	328 (11)	423 (15)

- (注) 1. 2020 年 12 月 10 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行いました。第 45 期の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間(当期)純利益又は 1 株当たり中間純損失を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、第 47 期中間連結会計期間は、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 株価収益率については、第 45 期中間連結会計期間は当社株式が非上場であったため、記載しておりません。また、第 47 期中間連結会計期間は、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 1 株当たり配当額及び配当性向について、第 45 期中間期、第 46 期中間期、第 46 期及び第 47 期中間期は配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
金属部品加工事業	424 (13)
合計	424 (13)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を() 外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	28
---------	----

(注) 当社は、金属部品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2022年7月1日から2022年12月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束する中において、ロシアのウクライナ侵攻、世界的な高インフレによる資源高や、中国のゼロコロナ政策の活動規制に伴う内外需の悪化等、景気の先行きは不透明な状況となっております。

日本経済におきましては、各種金融・財政政策の効果もあり景気は持ち直しの動きが見られました。一方で、世界的な金融引き締めによる円安の進行や、原材料価格の高騰により、企業業績を圧迫する等厳しい状況が続いております。

当社グループが属する金属加工業界、特に工作機械業界では景気減速懸念を受けて、国内外ともに徐々に設備投資に対する慎重姿勢が見られました。日本工作機械工業会が発表した2022年12月の工作機械受注額（確報値）は前年同月比0.9%増の1,405億円となりましたが、2022年10月及び11月については前年同期を下回っており、先行き不透明な状況となっております。他方、自動車業界におきましては、半導体等の部品不足が徐々に改善しており、日本自動車販売協会連合会が発表した2022年12月の国内新車販売台数は、前年同月比2.4%増の34万4362台であり、4か月連続のプラスとなりました。

そのような状況の下、当社グループの各事業での営業活動としては、現在の社会環境も考慮した上で、展示会等の対面による営業スタイルから、ダイレクトマーケティングを中心とした幅広い営業活動に注力しております。また、生産体制では、活況な自動車業界の部品需要に対応するため、設備投資を積極的に行い、生産性向上に貢献しております。

当社グループの業績は、工作機械市場が踊り場を迎えつつある中で、精密歯車製造事業の売上高は1,410,499千円（前年同期比3.5%増）と前年同期並みとなりました。一方、自動車部品市場に関係がある金属パイプ加工事業の売上高は283,338千円（前年同期比46.4%増）、産業用デジタルプリンター市場に関係がある精密微細加工事業の売上高は339,510千円（前年同期比24.3%増）と好調に推移しました。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は、自動車及び産業用デジタルプリンターに係わる事業が牽引し2,698,469千円（前年同期比22.10%増）となりました。利益については、材料費等の高騰の影響を受けたことにより営業損失20,596千円（前年同期は営業利益68,934千円）となりました。また経常損失は19,843千円（前年同期は経常利益62,206千円）となっております。なお、事業再構築に伴う国庫補助金56,633千円の計上、繰延税金資産の取り崩し等により親会社株主に帰属する中間純損失は39,565千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益124,118千円）となりました。

なお、当社グループは金属部品加工事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,144,805千円で、前連結会計年度末に比べ314,546千円減少しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は144,648千円（前年同期は141,772千円の獲得）となりました。これは主に、未払金の減少額293,736千円、国庫補助金の受取額56,633千円、税金等調整前中間純利益69,187千円の計上等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は149,450千円（前年同期は130,267千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入192,663千円、保険積立金の解約による収入125,345千円、有形固定資産の取得による支出148,283千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は318,693千円（前年同期は569,645千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出510,897千円、長期借入れによる収入320,000千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,373,400	112.9
(株)セイエン (千円)	187,460	140.5
(株)三翔精工 (千円)	264,717	111.3
(株)フジタイト (千円)	154,399	118.7
広進工業(株) (千円)	229,929	—
合計 (千円)	2,209,908	128.0

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,507,881	84.0
(株)セイエン (千円)	281,598	146.4
(株)三翔精工 (千円)	247,052	79.1
(株)フジタイト (千円)	203,274	113.9
広進工業(株) (千円)	186,132	—
合計 (千円)	2,425,940	97.9

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,601,151	103.5
(株)セイエン (千円)	283,338	146.4
(株)三翔精工 (千円)	339,510	124.3
(株)フジタイト (千円)	199,597	101.6
広進工業(株) (千円)	274,871	—
合計 (千円)	2,698,469	122.1

(注) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
京セラ(株)	269,155	12.2	336,212	12.5

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2022 年 9 月 29 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviser との契約について)

当社は(株)東京証券取引所が運営を行っております TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2019 年 3 月 27 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は、J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書きに定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続き又は更生手続きを行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書きに定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が法律に規定する破産手続、再生手続若しくは更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合、なお、これに準ずる状態になった場合とは、当該 a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合などをいうものとし、当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとして、当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等の交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する事由以外の事由により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場子会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当てにより支配株主が異動した場合（当該割当てにより支配株主が異動した場合及び当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく棄損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承諾する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行にかかる決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく棄損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は相当の期間（特段の事情がない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

取得による企業結合

当社は、2023年2月7日開催の取締役会において、株式会社オイダ製作所の株式を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。なお、同契約に基づき同日付で全株式を取得しております。

詳細は、「第6【経理の状況】1【中間連結財務諸表等】（1）【中間連結財務諸表】【注記事項】（重要な後発事象）」をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は 3,289,180 千円となり、前連結会計年度末に比べ 320,382 千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が 314,546 千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は 3,306,426 千円となり、前連結会計年度末に比べ 407,441 千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産が 248,781 千円減少、投資その他の資産が 161,280 千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は 2,294,516 千円となり、前連結会計年度末に比べ 416,642 千円減少いたしました。これは主に、未払金が 297,228 千円、未払費用が 80,420 千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は 2,897,499 千円となり、前連結会計年度末に比べ 264,030 千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が 235,146 千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は 1,403,590 千円となり、前連結会計年度末に比べ 47,151 千円減少いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失 39,565 千円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものではありません。

(2) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び 完了予定日		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支出額 (千円)		着手	完了	
(株)オージック	(株)オージック大型ね じ等製造事業 美原工場 (大阪府堺市美原区)	生産用設備	95,472	－	リース	2022年 9月	2023年 3月	(注)
(株)セイエン	(株)セイエン 本社工場 (広島県呉市)	生産用設備	13,840	－	自己資金	2022年 7月	2023年 3月	(注)
(株)オージック	(株)オージック大型ね じ等製造事業 美原工場 (大阪府堺市美原区)	生産用設備	20,850	－	自己資金	2022年 11月	2023年 6月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、測定が困難なため記載を省略しております。

(3) 重要な設備の除却等

生産能力に重要な影響を及ぼす設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間 末現在発行数 (株) (2022年12月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2023年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,200,000	3,899,990	1,300,010	1,300,010	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	5,200,000	3,899,990	1,300,010	1,300,010	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年12月31日	—	1,300,010	—	10,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
(株)フォワード	奈良県生駒郡平群町 6-1-2	546,007	70.00
田中 文彦	奈良県生駒郡平群町	103,003	13.21
田中 純子	奈良県生駒郡平群町	89,700	11.50
田中 汰樹	奈良県生駒郡平群町	41,200	5.28
中野合金(株)	富山県中新川郡立山町 353	100	0.01
計	—	780,010	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式 520,000 株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022 年 12 月 31 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 520,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 780,000	7,800	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 10	—	—
発行済株式総数	1,300,010	—	—
総株主の議決権	—	7,800	—

② 【自己株式等】

2022 年 12 月 31 日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) オージックグループ(株)	大阪府東大阪市 川俣一丁目1番 41号	520,000	—	520,000	40.00
計	—	520,000	—	520,000	40.00

2 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022 年 7 月	2022 年 8 月	2022 年 9 月	2022 年 10 月	2022 年 11 月	2022 年 12 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2022 年 7 月から 2022 年 12 月については売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度に係る発行者情報及び訂正発行者情報の提出後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2022年7月1日から2022年12月31日まで)の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年 6 月 30 日)		当中間連結会計期間 (2022年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※ 2	1, 532, 351	※ 2	1, 217, 805
受取手形及び売掛金		871, 177	※ 4	828, 943
電子記録債権		408, 430	※ 4	441, 073
製品		139, 797		155, 388
仕掛品		411, 731		400, 801
原材料		120, 921		120, 399
その他		125, 393		124, 769
貸倒引当金		△240		—
流動資産合計		3, 609, 563		3, 289, 180
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※ 1、 2	744, 465	※ 1、 2	710, 712
機械装置及び運搬具（純額）	※ 1、 3	558, 091	※ 1、 3	572, 916
土地	※ 2	1, 095, 697	※ 2	961, 483
リース資産（純額）	※ 1	505, 436	※ 1	397, 442
その他（純額）	※ 1、 3	24, 395	※ 1、 3	36, 749
有形固定資産合計		2, 928, 086		2, 679, 304
無形固定資産				
のれん		181, 893		169, 609
ソフトウェア		45, 617		33, 299
その他		—		27, 223
無形固定資産合計		227, 511		230, 132
投資その他の資産				
投資有価証券		80, 261		79, 693
繰延税金資産		58, 006		25, 550
その他		420, 001		291, 744
投資その他の資産合計		558, 269		396, 989
固定資産合計		3, 713, 868		3, 306, 426
資産合計		7, 323, 431		6, 595, 606

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	280,420	273,750
短期借入金	※5 250,000	※2、5 250,000
1年以内返済予定の長期借入金	※2、6 921,040	※2、6 965,289
リース債務	235,463	202,471
未払金	419,960	122,731
未払法人税等	39,807	17,821
未払消費税等	72,379	58,180
賞与引当金	144,593	141,800
その他	347,495	262,470
流動負債合計	2,711,158	2,294,516
固定負債		
長期借入金	※2、6 2,050,278	※2、6 1,815,132
リース債務	321,091	238,112
繰延税金負債	155,217	218,667
役員退職慰労引当金	315,272	302,824
退職給付に係る負債	315,316	320,041
その他	4,354	2,721
固定負債合計	3,161,530	2,897,499
負債合計	5,872,689	5,192,016
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	760,765	760,765
利益剰余金	736,566	697,001
自己株式	△252,720	△252,720
株主資本合計	1,254,611	1,215,046
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	△397
為替換算調整勘定	15,305	10,649
その他の包括利益累計額合計	15,305	10,251
非支配株主持分	180,824	178,292
純資産合計	1,450,742	1,403,590
負債純資産合計	7,323,431	6,595,606

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
売上高	2,210,117	2,698,469
売上原価	1,727,235	2,231,762
売上総利益	482,881	466,707
販売費及び一般管理費	※1 413,946	※1 487,303
営業利益又は営業損失(△)	68,934	△20,596
営業外収益		
受取利息	4	41
受取配当金	—	0
社宅使用料	306	2,132
保険配当金	—	1,359
為替差益	—	3,562
その他	5,671	4,012
営業外収益合計	5,983	11,109
営業外費用		
支払利息	6,237	7,157
為替差損	3,542	—
控除対象外消費税	—	1,747
その他	2,932	1,452
営業外費用合計	12,712	10,357
経常利益又は経常損失(△)	62,206	△19,843
特別利益		
保険解約返戻金	97,379	—
固定資産売却益	※2 1,893	※2 34,719
国庫補助金	3,729	56,633
特別利益合計	103,001	91,353
特別損失		
固定資産売却損	—	※3 1,655
固定資産除却損	※4 169	※4 667
特別損失合計	169	2,322
税金等調整前中間純利益	165,038	69,187
法人税、住民税及び事業税	54,264	15,207
法人税等調整額	△13,344	95,906
法人税等合計	40,919	111,113
中間純利益又は中間純損失(△)	124,118	△41,926
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	—	△2,361
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)	124,118	△39,565

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	124,118	△41,926
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△568
為替換算調整勘定	4,501	△4,656
その他の包括利益合計	4,501	△5,224
中間包括利益	128,620	△47,151
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	128,620	△44,619
非支配株主に係る中間包括利益	—	△2,532

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	760,765	567,309	—	1,338,074
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	△7,800	—	△7,800
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	124,118	—	124,118
自己株式の取得	—	—	—	△252,720	△252,720
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	116,318	△252,720	△136,401
当中間期末残高	10,000	760,765	683,627	△252,720	1,201,672

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	5,474	5,474	1,343,549
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	—	△7,800
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	124,118
自己株式の取得	—	—	△252,720
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	4,501	4,501	4,501
当中間期変動額合計	4,501	4,501	△131,899
当中間期末残高	9,976	9,976	1,211,649

当中間連結会計期間（自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	760,765	736,566	△252,720	1,254,611
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	△39,565	—	△39,565
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△39,565	—	△39,565
当中間期末残高	10,000	760,765	697,001	△252,720	1,215,046

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	15,305	15,305	180,824	1,450,742
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）	—	—	—	—	△39,565
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△397	△4,656	△5,054	△2,532	△7,586
当中間期変動額合計	△397	△4,656	△5,054	△2,532	△47,151
当中間期末残高	△397	10,649	10,251	178,292	1,403,590

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年 7 月 1 日 至 2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	165,038	69,187
減価償却費	284,817	260,333
のれん償却額	13,984	12,284
固定資産売却損益 (△は益)	△1,893	△33,064
保険解約返戻金	△97,379	—
国庫補助金	△3,729	△56,633
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	△240
賞与引当金の増減額 (△は減少)	24,573	△2,734
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△52,320	4,725
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6,835	△12,447
受取利息及び受取配当金	△4	△42
支払利息	6,237	7,157
売上債権の増減額 (△は増加)	△172,655	9,592
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△83,899	970
仕入債務の増減額 (△は減少)	11,219	△6,669
未収入金の増減額 (△は増加)	△20,842	△24,017
未払金の増減額 (△は減少)	△11,049	△293,736
その他	52,874	△92,276
小計	121,805	△157,612
国庫補助金の受取額	3,729	56,633
利息及び配当金の受取額	4	42
利息の支払額	△5,989	△6,997
法人税等の支払額	△11,137	△44,485
法人税等の還付額	33,359	7,770
営業活動によるキャッシュ・フロー	141,772	△144,648
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	28,123	—
有形固定資産の取得による支出	△280,938	△148,283
有形固定資産の売却による収入	1,893	192,663
無形固定資産の取得による支出	△10,953	△23,373
投資有価証券の売却による収入	21,728	—
保険積立金の解約による収入	97,379	125,345
その他	12,499	3,098
投資活動によるキャッシュ・フロー	△130,267	149,450
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金 of 純増減額 (△は減少)	△160,000	—
長期借入れによる収入	350,000	320,000
長期借入金の返済による支出	△351,334	△510,897
リース債務の返済による支出	△143,602	△126,164
自己株式の取得による支出	△252,720	—
配当金の支払額	△7,800	—
その他	△4,189	△1,632
財務活動によるキャッシュ・フロー	△569,645	△318,693
現金及び現金同等物に係る換算差額	212	△653
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△557,928	△314,546
現金及び現金同等物の期首残高	1,074,345	1,459,351
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 516,416	※ 1,144,805

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

(株)オージック、(株)セイエン、(株)三翔精工、(株)フジタイト、広進工業(株)、JLTA

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日が中間連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	中間決算日
広進工業(株)	9 月 30 日 ※ 1
JLTA	6 月 30 日 ※ 2

※ 1 連結子会社の中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※ 2 中間連結決算日現在で、本決算に準じた仮決算を行った中間財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。機械装置についても定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 6～47 年

機械装置及び運搬具 2～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき中間期末要支給額に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるために、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

契約及び履行義務に関する情報

当社グループでは、主に精密加工による歯車の製造、精密部品の試作品の開発及び製造、金属部品の加工、金属パイプ加工製造、金属部品の精密微細加工、産業機械用大型ねじの製造、自動車部品の切削加工等を行っており、顧客との契約に基づく製品の製造及び引き渡しを履行義務として識別しております。

国内販売におきましては、当該製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で資産の支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになりますが、原則として出荷時点で収益を認識しております。輸出におきましては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段・・・金利スワップ

b ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであるため、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間から10年間の定額法により償却を行っております。

(9) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(作業屑の売却収入の計上区分の変更)

当社グループは、従来製造の過程で生じる作業屑の売却収入を「営業外収益」の「作業屑売却益」に計上しておりましたが、金属価格の高騰に伴い原価管理の手法の見直しを行ったことにより、当中間連結会計期間より製造費用から控除する方法に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前年同期については遡及適用後の中間連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前中間連結会計期間の「売上原価」は13,394千円減少し、「売上総利益」及び「営業利益」が同額増加しておりますが、「経常利益」及び「税金等調整前中間純利益」への影響はありません。

なお、従来の方法によった場合と比較して製造費用に与える影響が小さいことから、過年度の製造原価計算の再計算は行わず、各期の作業屑売却収入は全額「売上原価」から控除して処理しており、前連結会計年度の期首純資産への累積的影響額はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「社宅使用料」は金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた5,978千円は、「社宅使用料」306千円、「その他」5,671千円として組み替えております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

1. 未払金の増減額に係る表示方法の変更

前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「未払金の増減額(△は減少)」は金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フロー計算書の「その他」に表示していた41,824千円は、「未払金の増減額(△は減少)」△11,049千円、「その他」52,874千円として組み替えております。

2. 国庫補助金及び国庫補助金の受取額に係る表示方法の変更

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「税金等調整前当期純利益」に含めておりました「国庫補助金」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。これに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の小計欄以下において「国庫補助金の受取額」を独立掲記しております。また、この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において「国庫補助金」△3,729千円、「国庫補助金の受取額」3,729千円として表示しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

当社グループは、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいて、当中間連結会計期間末時点で入手可能な情報に基づき実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の予測には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,827,216千円	6,740,475千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
定期預金(現金及び預金)	3,000千円	3,000千円
建物及び構築物	350,549千円	329,809千円
土地	487,005千円	383,283千円
計	840,554千円	716,093千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
短期借入金	一千円	50,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	268,022千円	205,520千円
長期借入金	359,335千円	242,307千円
計	627,357千円	497,827千円

※3 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
圧縮記帳額	40,000千円	40,000千円
(うち、機械装置及び運搬具)	30,000千円	30,000千円
(うち、その他)	10,000千円	10,000千円

※4 中間連結会計期間末日満期手形等

当中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が受取手形の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
受取手形	一千円	25,693千円
電子記録債権	一千円	27,478千円
計	一千円	53,171千円

※5 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
当座貸越限度額	493,000千円	443,000千円
借入実行残高	190,000千円	190,000千円
差引額	303,000千円	253,000千円

※6 財務制限条項

一部の連結子会社は、金融機関との間で、各年度の決算期における損益計算書に示される営業損益 2020 年 6 月期以降の決算期につき 2 期連続して損失とならないようにすることとする財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しており、当該借入金の残高は以下となります。

前連結会計年度（2022 年 6 月 30 日）

1 年以内返済予定の長期借入金	44,004 千円
長期借入金	84,321 千円

当中間連結会計期間（2022 年 12 月 31 日）

1 年以内返済予定の長期借入金	44,004 千円
長期借入金	65,986 千円

（中間連結損益計算書関係）

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
役員報酬	77,712 千円	97,458 千円
給料手当	115,122 千円	123,201 千円
賞与引当金繰入額	9,035 千円	25,907 千円
退職給付費用	388 千円	4,953 千円
役員退職慰労引当金繰入額	6,835 千円	△11,735 千円
委託費	44,034 千円	46,776 千円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
建物及び構築物	－千円	47,962 千円
機械装置及び運搬具	1,893 千円	149 千円
土地	－千円	△13,392 千円
計	1,893 千円	34,719 千円

(注) 同一物件の売却により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺して、中間連結損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
建物及び構築物	－千円	1,655 千円
計	－千円	1,655 千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
建物及び構築物	－千円	0 千円
機械装置及び運搬具	169 千円	119 千円
工具器具備品	－千円	60 千円
ソフトウェア	－千円	487 千円
計	169 千円	667 千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,300,010	—	—	1,300,010
合計	1,300,010	—	—	1,300,010

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	—	520,000	—	520,000
合計	—	520,000	—	520,000

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加520,000株は、2021年11月12日開催の臨時株主総会による自己株式の取得による増加520,000株であります。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月24日 定時株主総会	普通株式	7,800	6	2021年6月30日	2021年9月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,300,010	—	—	1,300,010
合計	1,300,010	—	—	1,300,010

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	520,000	—	—	520,000
合計	520,000	—	—	520,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	529,440千円	1,217,805千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△13,024千円	△73,000千円
現金及び現金同等物	516,416千円	1,144,805千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、機械装置及び運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2022年6月30日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	80,241	80,241	—
資産計	80,241	80,241	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,971,318	2,979,151	7,833
リース債務（長期リース債務を含む）	556,555	553,413	△3,141
負債計	3,527,873	3,532,564	4,691

（注）市場価格のない株式等は、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2022年12月31日）

（単位：千円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	79,673	79,673	—
資産計	79,673	79,673	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,780,421	2,787,335	6,914
リース債務（長期リース債務を含む）	440,584	438,255	△2,328
負債計	3,221,005	3,225,591	4,586

（注）市場価格のない株式等は、該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年6月30日）

時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第27-3項に従い記載しておりません。なお、連結貸借対照表における当該投資信託の金額は80,241千円であります。

当中間連結会計期間（2022年12月31日）

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	79,673	—	79,673
資産計	—	79,673	—	79,673

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2022 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	—	2, 979, 151	—	2, 979, 151
リース債務（長期リース債務を含む）	—	553, 413	—	553, 413
負債計	—	3, 532, 564	—	3, 532, 564

当中間連結会計期間（2022 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1 年内返済予定を含む）	—	2, 787, 335	—	2, 787, 335
リース債務（長期リース債務を含む）	—	438, 255	—	438, 255
負債計	—	3, 225, 591	—	3, 225, 591

（注）時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1 年内返済予定を含む）及びリース債務（長期リース債務を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

市場価格のない投資信託につきましては、基準価額をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル 2 に分類しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関係

前連結会計年度 (2022年 6 月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1 年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,623	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間 (2022年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)
精密歯車製造事業	1,362,450	1,410,499
大型ねじ等製造事業	184,467	190,651
金属パイプ加工事業	193,552	283,338
精密微細加工事業	273,136	339,510
難削材切削加工事業	196,510	199,597
自動車部品切削加工事業	—	274,871
顧客との契約から生じる収益	2,210,117	2,698,469
外部顧客への売上高	2,210,117	2,698,469

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	253,282	266,080
売掛金	617,895	562,862
電子記録債権	408,430	441,073
	1,279,608	1,270,016
契約負債		
前受金	98,474	76,857

(注) 1. 当中間連結会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は 75,894 千円です。

2. 契約負債の増減は、主として前受金の受取り (契約負債の増加) と、収益認識 (同、減少) により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約に基づく製品の製造及び引き渡しに係る履行義務は、当初に予想される契約期間が 1 年以内であることから、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは金属部品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
京セラ㈱	269,155	金属部品加工事業

当中間連結会計期間（自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
京セラ㈱	336,212	金属部品加工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日）

当社グループは、金属部品加工事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

当社グループは、金属部品加工事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2022 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額	1,628.07円	1,570.87円

1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△) は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△)	110.16円	△50.72円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益は、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△) の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021 年 7 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	124,118	△39,565
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	124,118	△39,565
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,126,677	780,010

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2023 年 2 月 7 日開催の取締役会において、株式会社オイダ製作所の株式を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。なお、同契約に基づき同日付で全株式を取得しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社オイダ製作所

事業の内容：農業機械部品並びに船舶・航空機部品の金属加工業

(2) 企業結合を行った主な理由

オイダ製作所は、岐阜県大垣市に本社を置き、農業機械部品並びに航空機部品等の切削加工を約 80 年にわたり運営してきた会社であります。

一方、当社グループは金属部品加工事業を主力事業として展開しております。当社グループにおきましては、成長戦略として中小企業連合を標榜し、後継者が社内に不足しており、自社のみでは景気変動により大きな影響を受ける等の課題を抱える中小企業との戦略的提携を継続的に検討しております。

今般、オイダ製作所を当社の連結子会社とすることで、当社グループの金属部品加工事業における業容拡大が期待できることから株式を取得することといたしました。

オイダ製作所の強みを活かしながら、当社グループの経営管理ノウハウ並びにフィロソフィの共有と支援体制を構築し、両者のより一層の成長を目指してまいります。

(3) 企業結合日

株式取得日 2023年 2 月 7 日

みなし取得日 2023年 3 月31日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額につきましては、相手先との守秘義務があり、非開示としております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 98,500 千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入)

当社は、2023年3月13日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回新株予約権（以下「新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしました。

1. 募集の概要

(1)	割当日	2023年3月30日
(2)	発行新株予約権数	110,000 個
(3)	発行価額	110,000 円（新株予約権1個につき1円）
(4)	当該発行による潜在株式数	110,000 株（新株予約権1個につき1株）
(5)	資金調達の額	64,460,000 円（差引手取概算額：61,460,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：110,000 円 新株予約権行使による調達額：64,350,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行使価額	1株当たり 585 円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	受託者 コタエル信託株式会社（以下「コタエル信託」といいます。）に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	その他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社の取締役（常勤監査等委員である取締役を含み社外取締役を除く）及び従業員（以下「当社グループ役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社グループ役職員を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社グループ役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社グループ役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。 なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。 ＜主な行使条件＞ ① 新株予約権者は、2024年6月期から2028年6月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が、500 百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における親会社株主に帰属する当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該

		企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、上記の親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。 ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。 ③ 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。 ④ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、「新株予約権の取得に関する事項」における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、「組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い」に基づき再編対象会社（「組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い」に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。 ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。 ⑥ 新株予約権 1 個未満の行使は認めない。 ⑦ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、または業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
--	--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

＜本インセンティブプラン導入の目的及び理由＞

当社は、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である田中文彦（以下「本委託者」といいます。）の発案を受け、今般、コタエル信託との間で時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、当社が信託管理人兼受益者指定権者を務めるとともに、コタエル信託に対して本新株予約権を発行することにより、本インセンティブプランを導入いたします。

なお、本委託者は、本信託の目的を、当社グループ役職員のモチベーション維持・向上のために、自らの出捐で、当社役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することと捉えており、当社としても、当社役職員等が本新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー（株主）となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社グループ役職員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者がコタエル信託に対してその手許資金を信託拠出し、コタエル信託が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、コタエル信託が取得した本新株予約権は、2023年6月末日及び同日以降3か月ごとに到来する交付日（以下「交付日」といいます。）において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社役職員等（以下「受益者」といいます。）に段階的に分配されることになります。

当社は、交付日において、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って受益者を指定することとなります。具体的には、当社の定める交付ガイドラインでは、当社の経営管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成され、社外役員が過半数を占める審議委員会が①在職年数に基づくインセンティブ②既存役職員を対象とした1年ごとの成果評価に基づくインセンティブ、③今後採用する役職員及びM&Aにより当社の連結子会社となる会社の役職員を対象とした1年ごとの成果評価に基づくインセンティブという交付目的ごとに、定められた頻度で当社の役職員等の評価を行い、ポイントを仮に付与していくものとされており、そして、審議委員会は、信託期間中に審議委員会によって当社役職員等に対して仮に付与されることとなったポイント数を参考に、最終的に受益者及びその者に交付すべき新株予約権の個数を決定、本委託者に通知することとされ、これにより、交付日に本委託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることになります。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社グループ役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。また、民事信託によって行われる従来の信託型ストックオプションとは異なり、定期的に訪れる交付日において当社の裁量により任意の個数の本新株予約権を取り崩していく点に異なる特徴を有しております。

即ち、従来型の信託を活用しないインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。また、従来の信託型ストックオプションでは、将来入社する役職員に対しても公平に過去に発行された新株予約権を交付できるメリットは同じくあるものの、交付日が予め固定されており、なおかつ、それぞれのタイミングに交付すべき本新株予約権の個数も固定されてしまっていたため、①将来の貢献期待に対して心証を十分に得ていないにも拘わらず各交付日に当該固定数の新株予約権の交付を余儀なくされ、②優秀な人材に対して採用直後に新株予約権の交付をコミットすることができないなどの課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、交付日が予め固定されることがないため、一旦コタエル信託に対して発行された本新株予約権を、当社グループ役職員の貢献度に応じて将来3か月おきに随時分配することで、公平かつ段階的に分配することが可能であり、将来採用される当社グループ役職員に対しても本新株予約権を分配することが可能となります。また、本新株予約権の交付日まで当社に勤務していた当社グループ役職員にのみ本新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループ役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上

するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

当社は、このように本インセンティブプランを活用することにより、当社の現在及び将来の当社グループ役職員のいずれもが当社において待遇に関して不公平を感じることなく、当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれるものと期待しております。さらに、本新株予約権には、親会社株主に帰属する当期純利益に関する業績達成条件が定められており、これにより当社グループ役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

3. 本信託の概要

名称	50003TL0701230323 時価発行新株予約権限定責任信託
委託者	田中 文彦
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日 （信託期間開始日）	2023 年 3 月 23 日
本新株予約権の交付日	2023 年 6 月末日 ※初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後 3 か月おきに到来する交付日において、当社が交付ガイドラインに従って指定する受益者に交付されることになります。
信託期間満了日	2023 年 7 月 25 日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受託者適格要件	本信託契約に基づき、交付日時点の当社グループ役職員のうち当社が交付ガイドラインに従って指定する者を受益者とし、各受益者の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である 2023 年 3 月 23 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、本新株予約権の交付日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社グループ役職員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年3月30日

オージックグループ株式会社
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

岩永 憲秀

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

三王 知行

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオージックグループ株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年7月1日から2022年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、オージックグループ株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年7月1日から2022年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年2月7日開催の取締役会において、株式会社オイダ製作所の株式を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、同契約に基づき同日付で全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。